

令和7年度 介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開

【 見える化要件 】

介護職員等処遇改善加算は、介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

- ① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅱ）を算定していること
 - ② 上記加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ③ 上記現行加算に基づく取組について、賃上げ以外の処遇改善の取り組みの「見える化」を行っていること
- ③の「見える化」要件とは、上記加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

1) 事業所別加算区分

事業所名	サービス形態	加算区分
		R7.4～R8.3
障害者支援施設オイコニア	障害者支援施設	加算Ⅰ
グループホーム笑和	共同生活介護	加算Ⅱ
デイサービスセンター緑林荘	通所介護	加算Ⅰ
デイサービスセンターさくら貝	地域密着型通所介護	加算Ⅱ

2) 見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

○入職促進に向けた取組

- ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ② 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ① 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ② エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

○両立支援・多様な働き方の推進

- ① 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ② 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（付与日数のうち80%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている

○腰痛を含む心身の健康管理

- ① 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対す

る雇用管理改善の研修等の実施

②事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

①現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している

②介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入

③介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器の導入

○やりがい・働きがいの醸成

①地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

②利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供